

【2018年9月定例議会一般質問】

2018年9月27日

森脇 久紀

日本共産党の森脇ひさきでございます。

岡山にも甚大な被害をもたらした7月豪雨災害で犠牲となった方々に心からの哀悼と、被災された方々にお見舞い申し上げます。

豪雨災害は、災害に強い岡山をどうつくるかが真剣に問われることとなりました。ハード、ソフト両面からの防災対策を検証し充実させることに加え、被災者の生活再建をはじめ、各分野の復興・復旧活動についても重視されなければなりません。

1、住宅の被害認定について

森脇議員

まず、生活再建に大きく影響する住宅の被害認定に関して危機管理監にうかがいます。

水害の場合の被害認定は外力が作用したかどうかによって同じ浸水深でも結果に違いが生じる場合があります。たとえば、堤防決壊により外力が作用した場合、数10センチの浸水で「半壊」と認定されています。これは当然のことと思います。一方、岡山市北区の笹ヶ瀬川流域のような内水による浸水の場合、床上50センチ近くでも「半壊に至らない」と認定された方がおられました。内水による浸水でも、床上まで浸水すればその被害は決して軽くありません。内水によって床上46センチまで浸水したAさん宅は、水に浸かった壁は色が変わり、断熱材が水を吸ったために、壁に打たれた釘は天井近くまで浮いてしまっていました。また、台所の床は抜けてしまっているという状態でした。その方は、2次調査と、さらに再調査の結果、「半壊」とされましたが、一次調査では「半壊に至らない」という認定でした。

平成16年10月内閣府による「浸水等による住宅被害の認定について」という文書では、「住宅被害の認定にかかる被災者生活再建支援法の弾力的な運用」と「被災者生活再建支援法の積極的活用」を指示しています。この通知をふまれば、先ほどのAさんの場合、少なくとも第2次調査で「半壊」になっていたと私は思います。今回の被害認定にあたって、この通知をどう活用されたのか、うかがいます。

また、このAさんは、2次調査を依頼した際には、「何度やっても同じ」と言われたり、再調査に来てもらうにも再三説明してようやく来てもらったとのことでした。今年8月6日には被害認定の2次調査、再調査について、内閣府の事務連絡が出されています。そもそも被害調査の第1次調査は目視による外観の損傷把握と浸水深を把握することです。2次調査で屋根、外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具の損傷の把握をおこなうこととなります。ご存知のように第2次調査は被災者の申請がなければ行われません。事務連絡には、「納得できない場合は2次調査、再調査ができる」と書かれていますが、認定調査にあたる方々にこの連絡をどう徹底しているのか、うかがいます。

平成16年の文書にもどりますが、この通知にもとづき2次審査をおこなえば、今1次審査で「半壊に至らない」となっている方でも、相当数「半壊」以上になる方がいるのではないかと思います。2次調

査、再調査について被災者に再度周知する考えはありませんか。

被害認定にあたっては、「迅速」と同時に、被害状況を正確に反映したものにすることが求められます。同時に、被災者に寄り添った調査が重要です。2つの国の文書の趣旨を、地域防災計画に明記しておいてはいかがでしょうか。

危機管理監答弁

共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

住宅の被害認定についてのご質問であります。

まず、通知の活用についてであります。住家被害認定調査は、国の「住家の被害認定基準運用指針」に基づいて実施されており、お話の平成 16 年の通知も含め、国が過去に通知した内容は、最新の運用指針に反映されているところであります。

県では、平成 28、29 年度に、国の職員を招いて、県及び市町村職員を対象とした住家被害認定研修を実施するとともに、発災直後の 7 月 12 日にも説明会を開催し、通知内容を盛り込んだ運用指針の徹底を図ったところであり、今後とも、この運用指針に基づき、適切に調査が行われるよう市町村に徹底してまいりたいと存じます。

次に、認定調査実施者への徹底についてであります。お話の事務連絡は、国から県を経由し、市町村の担当部局長宛てに通知されたものであります。この通知を県から市町村に伝えた際にも、被災者から市町村に、住家被害等の第 2 次調査や再調査を依頼することが可能であることについて、十分周知するよう、重ねてお知らせしたところであります。

次に、被災者への再周知についてであります。住家被害認定調査は、お話の平成 16 年の通知を盛り込んだ運用指針に基づき、適切に実施されていると認識しており、あらためて県から周知することまでは考えていないところであります。

次に、地域防災計画についてであります。住家被害認定調査については、地域防災計画では、市町村において、住家被害の調査や、り災証明書の交付を担当する部局を定めるとともに、調査担当者を育成することなど、明確にしているところであり、お話の文書の趣旨を明記することまでは考えておりませんが、今後とも、研修会等を通じて、迅速かつ的確な認定調査ができるよう、努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

ご答弁ではその運用指針の中に反映されているという事でしたけれども、本当にこの通達をふまえて認定がされているのか、甚だ疑わしいと思っています。例えば、このパネルはですね、平成 16 年の通知を要約したものなんですけれども、そこの例えば（1）の⑥です。内壁全面の損傷として取り扱う場合に、水位が低位であった場合でも内壁部のパネルや断熱材吸水により壁の全面が膨張している場合、この場合には内壁全面の損傷として扱うと書かれているんですけれども、先ほど A さんの場合には、こ

ういう場合であったのですが、判定では5段階の3レベルという事でした。また、(2)の①ですね、襖、障子、ドアが変形し、開閉が困難となった場合、こういう状況も見られたわけですがけれども、これもそういう判定がされているか疑わしい内容でした。これは「程度1」だったんですね。こういう状況なんです。現物を見て頂いていませんので、答えにくいかもしれませんが、そういう実態があるんだという事はどのように感じておられますか。徹底されていない、ということではないでしょうか。

危機管理官

再質問にお答えいたします。

指針につきましては、例えば今の話で申しますと、その部分が外壁であれば、浸水により仕上げ材の浮き、剥離、脱落が生じている。浸水により仕上げ材の汚損がみられる。それから、例えば、内壁で申しますと、浸水により壁クロスの汚損、表面劣化、剥離等がみられる。等々、事細かく、パネルによると浸水により下地材パネルの吸水、膨張、フリースがみられる等むしろ細かく、それぞれの損傷の例示をされて改定されておりまして、県と致しましては、この通知に基づき、しっかりと改定がなされ、それに基づいて調査員が調査にあたっていると認識しているところでございます。以上でございます。

森協議員

こういう被害、酷い損傷が生じますと、例えこのAさんのお宅では改修するのに300万前後かかるという事が言われています。これが、半壊に至らないという状況であれば、何の支援策も受けられないという事なんですね。それで半壊になればようやく、応急処理の支援が受けられるんですけども、それがあるか無いかで大違いだと、生活再建にとって大違いだと思うんです。迅速な対応は大事ですし、そのことは県としては研修などで徹底されている、ということなんだろうけれども、現場に伝わっていないという状況があると思うんですよね。今後の研修なんかも通じて、しっかり現場に伝わっていくような取り組みが必要じゃないかと思います。もう一度、研修などでの取り組みを改めていただくという事で、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

危機管理官

再質問にお答えします。

この被害認定調査に基づき、罹災証明を発行されるという事が被災者支援の第一歩となるということは、我々も十分認識しております。なればこそ、しっかりと被災者のみなさんに公平な調査がなされなければならないと考えております。研修につきましては、今回、例えば平成29年度でありますと、市町村職員58名が参加しております。講師は内閣府の職員を招いております。今年の7月に被災を受けて行われた調査につきましても、市町村職員69名が参加しております。第一線でしっかり取り組むべき職員をしっかりと研修しているということには変わりありませんので、引き続きしっかりと研修に務めてまいりたいと存じます。以上でございます。

森協議員

3番目の項目に移らせて頂きたいと思います。2次調査、再調査ができることを周知して頂きたいという事で、質問させて頂きましたけれども、私たち、岡山市北区で浸水被害のあった地域に、御津金川、

矢原、津高、久米、今保など1軒1軒訪問をし、93件の方々と、お会いをして、お話を伺う事ができました。そのうち床上浸水の方が52件、半壊と認定されたのは8件でした。半壊に至らないと認定された方のうち、床上30cm台まで浸水したのが3件。40cm台であったのが2件。50cmをこえているお宅が6件。御津では床上70cmでも半壊に至らないという方もいらっしゃいました。こういう状況でも、2次審査をされていない、それこそ「知らなかった」と皆さんおっしゃっているんですね。2次調査を依頼することができるんだという事を改めて、徹底する必要があるんじゃないかと、思いますけれどもいかがでしょうか。

危機管理官

多くの方が知らなかったのではないかと、いう事ではありますが、岡山市の案件だと思いますが、岡山市につきましても、2次調査については取り組んでいるという風に聞いておりますし、分からないままということは恐らくないと思いますし、ただ、このことについては、岡山市の場合でありますと、基本的に皆さん方が疑問に思われることについては、この調査についてQ&Aをホームページ等で掲載しております。そういう所にも、具体的に申しますと、2次調査、再調査可能ですというような形で紹介しているところでありまして、改めて周知をする必要性はないと現時点ではないと考えております。以上でございます。

森協議員

よくホームページに掲載しているから、という風におっしゃるんですけども、なかなかホームページを見られる方ばかりじゃないということも、認識して頂きたいということも合わせてお願いしたいと思います。

2、河川整備について

森協議員

次に、ハード面の対策についてうかがいます。7月豪雨で破損した河川堤防、山際や法面の土砂崩れ、農地の復旧など、昨日までの質問でもたくさん出されましたが、ぜひ力をいれてやっていただきたいと思います。

私の地元・岡山市津高でも、広範囲な浸水がありました。住宅地の内水や農業用水路の雨水は、岡山市が管理するポンプを通じて笹ヶ瀬川に排水されますが、津高地区に設置されたポンプは笹ヶ瀬川が一定の水位になれば排出できなくなる構造になっているためです。したがって、津高地区で同様の災害が起こらないようにするには、より多くの内水を笹ヶ瀬川に排水できるようにすることが必要です。このことは津高地区だけでなく、同様の基準でポンプによって排水するどの地域でも同様です。また、首部橋下流から矢坂大橋にかけ、地元から要望されているにもかかわらず、樹木が大量に茂ったまま長年放置されています。

河床掘削等の河川整備を大至急おこない、より大量の内水を排水できるようにすることが必要だと思います。内水の氾濫をおこさないよう、河川を管理する県としてどのような対策を講じるのか、土木部長にうかがいます。

土木部長

お答えいたします。

河川整備についてのご質問ですが、地域の治水安全度を高めるためには内水の排水先となる河川の整備が重要であることから、これまでも計画的に堤防整備や河道掘削などの河川改修を実施するとともに、緊急度の高い箇所から浚渫や樹木伐採に取り組んできたところであります。

また、今回の豪雨を受け、緊急点検を行っているところであり、この結果などを踏まえ、対策の必要な箇所については、河川改修を行うとともに、浚渫や樹木伐採を実施することとしており、引き続き、内水氾濫の防止にもつながる河川整備に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

質問でも言いましたけれども、津高の地域っていうのは笹ヶ瀬川の水位が一定の高さになればそれ以上排水できないというようになっておりますので、より多くの水を排水できる仕組みにしてもらおうと思うと、やはり河川の掘削、あるいは堤防高を高くする、そういう対策なしにはできないという風に思っています。ぜひ前向きに、緊急に取り組んで頂きたいと思っております。

3、ブロック塀の撤去等について

森協議員

次に、大阪府北部地震で大問題になったブロック塀についてうかがいます。自民党の上田議員も質問されましたが、私も同じ思いです。せめて、子どもたちの安全を守るため、通学路に面した民間所有も含むすべての危険なブロック塀の撤去・改修に対して、市町村とも連携し補助を設けるよう求めますがいかがでしょうか、知事にうかがいます。

知事

日本共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

ブロック塀の撤去等についてのご質問ですが、県教育委員会において、ブロック塀を含む通学路の安全点検を行うよう市町村教育委員会に指導しているところであります。

また、現在、危険なブロック塀等の除却・改修等に係る支援策が、国において検討されているところであり、その状況や他県の取組等を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

1 点だけお伺い致します。通学路に危険なブロック塀がある場合にですね、市町村や学校などから、撤去・回収をお願いするという事があった場合、補助があるのとないのとでは大違いだと思うんですね。補助制度などあれば少しでもこの制度を使って、改修してくれませんかというお願いにも行きやすくなると思います。そのことをふまえて、県が判断することじゃないでしょうか。

知事

補助があるのかないのかでは大違いだ、どうなんだ、ということでありませけれども、県にとっても、国の補助があるのとないのでは大違いでありまして、ぜひ、国の対応も見ながら、我々も危険は除去したいという思いは同じでございます。災害対応で本当に県の財政ひっ迫している時でございますので、ぜひ国の対応見守ったうえでのきちんと対処したいと思っております。以上です。

4、防災ヘリコプターについて

森協議員

次に、豪雨災害でも被災者救出に重要な役割を果たしていただいた消防防災ヘリコプターについてうかがいます。先般、群馬県の防災ヘリが墜落し、乗員全員が死亡するという痛ましい事故が発生しました。ヘリコプターにはオプションで対地接近警報装置を付けることができますが、群馬県のヘリには付いていませんでした。聞くところによると、岡山県の防災ヘリコプターにも付いていないとのこと。岡山県の防災ヘリは現時点で夜間の飛行はありませんが、山の気象状況は急激に変化することはよくあることです。万が一に備え、乗員の安全のため、対地接近警報装置を早急に整備されるよう求めますがいかがでしょうか、危機管理監にうかがいます。

危機管理監

お答えいたします。

防災ヘリコプターについてのご質問ですが、ヘリコプターは有視界飛行を基本としており、安全運航を確保するため、本県の消防防災ヘリコプター「きび」では、乗員全員で周囲の確認を行い、悪天候域や鳥などの浮遊物による危険を回避しながら、運航しているところであります。

お話の対地接近警報装置は、前方の地形に対する異常な接近を音声などで警告するもので、乗員の危険を察知する能力を補完できるという効果がありますが、航空法上の装備義務がないこと、危険察知の範囲が前方に限られることなどから、他県でも導入が進んでいないところであり、「きび」への装備については、慎重な検討が必要なものと考えております。

以上でございます。

森協議員

他県でも進んでいないということではありますけれども、つけていない所がないわけではありません。次の更新の時なんかも含めて検討していただけたらありがたいと思います。よろしくお願い致します。

5、メガソーラーの建設について

森協議員

次の質問は里山を破壊してメガソーラーを建設する問題についてです。

6月議会には、「災害リスクの高い里山に開発許可しないよう求める」陳情が出されていますが、岡山市北区足守、大井、栗井において建設が予定されているメガソーラーは、開発面積186ヘクタールで、27万6000枚のパネルが設置される計画です。すぐそばには住宅地があり、文字通りの里山です。

7月豪雨では、各地で土砂崩れがおこりました。この山はどうだったのかと、先月地元の方にお話し、山の上にある池の管理道を登らせていただきました。すでに土砂は撤去されていましたが、管理道に沿って至るところに土砂崩れの跡が生々しく残っていました。激しいところは、幅4～5メートル、高さ10数メートルにわたって崩れていました。大雨が降れば崩れやすい山だということです。そういうところにメガソーラーが設置されたらどうなるでしょうか。神戸市では、山陽新幹線近くに設置された太陽光パネルが先の7月豪雨で崩れ落ち新幹線が一時運転見合わせということもありました。この足守、大井、栗井のメガソーラー予定地周辺は、岡山県防災マップに土砂災害警戒区域として掲載されています。そういうところに開発の手を加えることが災害を誘発することになると思います。先週一般質問では、自民党・市村議員の質問に対する答弁で知事は、県土保全条例の見直しについて言及されました。大いに期待しているところです。太陽光パネルが崩落した神戸市では、「設置に関する規制をすみやかに検討したい」と市長が語っています。岡山県としても、土砂災害など危険がある地域でのメガソーラー建設については、規制するルールを設ける必要があると思いますがいかがでしょうか。知事にうかがいます。

知事

お答えいたします。

メガソーラーの建設についてのご質問ですが、土砂災害など危険がある地域での設置については、砂防法に基づく砂防指定地などで許可が必要となるほか、国のガイドラインでは、事業者に対して、防災の観点から適切な土地の選定を求めているところであります。

また、一定規模以上の土地の開発等を伴う場合は、森林法や県土保全条例などに基づく開発許可が必要であり、条例における技術基準等について、県民の安全・安心確保の観点から点検などを進めるとともに、引き続き、太陽光発電事業に係る国の動向も注視しながら、県としても、適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

森脇議員

ご答弁ありがとうございました。

県の保全条例の見直しについて言及されたことは大いに評価しているところでございまして、また、様々な法律も使いながらしっかりとした対応をして頂きたいと思っています。

砂防指定などもお話があったんですけども、残念ながら砂防指定されていなければ、その地域というのは開発の対象になってしまいますし、県の保全条例、仮に強化されとしても森林法に基づく開発申請の場所は除外ということになりますので、今お話ししている森林法に基づく開発申請の場所は適用にならないということになってしまいます。土砂災害危険区域であれば開発は規制がかかることとなりますが、警戒区域はそのような対象にもなっていません。ということで、まさに野放しといっても言い過ぎではない状況に置かれているということですね。そういうところで、危険が生じるわけですから、禁止あるいは規制をするルール、あるいは開発の歯止めとなる、例えば砂防法の指定、保安林の指定、このようなことをやりやすくするというようなことも含めて、検討が必要だと思っておりますけれども、どうでしょうか。あらゆる手立てを講じて頂きたいと思います。

知事

太陽光パネル、開発を阻止するためにあらゆる手立てを講じるべきだということでございます。

太陽光パネルそのものが、何か悪の根源とかそういうわけではありません。岡山県にとっても日本にとっても必要となるクリーンエネルギーの供給源でございます。ただ、いいことをするからと言って、他の人に危険を及ぼしてもいい、もしくはリスクを負わせてもいいというわけではありません。これは、国情ですとかいろいろなことに共通するわけでありましてけれども、今の法律できちんと対応できるのであればそれを使いますし、今の法律を少し修正しなければ対応できないのであれば、すこしの修正というものが需要ですし、何か別の手段をとらなければ対応できないのであれば、その別の手段をとるという事でございます。ぜひ、それぞれの地域のみなさんが安心して暮らすことができる、トータルとしても、例えばエネルギーの確保ですとか、大事なことができるようにきちんと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

6、就労継続A型事業所の大量解雇問題について

森協議員

次は、障害のある方が働く就労継続支援A型事業所での大量解雇問題について、3点、知事に伺います。

倉敷市などで開設していた就労継続支援A型事業所を閉鎖し、多数の利用者が一斉に解雇された問題で、今月4日、障害のある方の労働時間を水増しして調整金と報奨金をだまし取った詐欺容疑で法人役員が逮捕されました。報道によりますと、逮捕された法人役員が職員に労働時間の水増しを指示し、1度では納得せず複数回にわたって申請書の改ざんを求めたということで、本当に悪質であり、事実関係を徹底的に明らかにしていただきたいと思っておりますが、この件についてどう受け止めておられるでしょうか。

また、自立支援給付金についても不正に受給していた可能性もあります。市とも連携し、この点に関しても徹底説明をおこない、必要な行政処分をおこなうことが必要ですがいかがでしょうか。

問題になっているのはいわゆる「悪しきA型」です。障害のある方がその犠牲になっています。「悪しきA型」を許さず、そういう事業所から障害のある方を守るために、県としてどうされるのかうかがいます。

知事

お答えいたします。

就労継続支援A型事業所の大量解雇問題についてのご質問であります。

まず、所見についてであります。労働時間などを水増しするよう書類を改ざんしたことが事実だとすれば、福祉事業に携わる者として決して許されるものではなく、誠に遺憾なことで受け止めております。

次に、行政処分についてであります。行政処分を行う際には、不正の事実確認が必要であり、お話

の自立支援給付金については、障害者総合支援法に基づく指導監督の権限を有する倉敷市において、必要な調査や処分を適切に行っていただきたいと考えております。

次に、悪しき A 型への対応についてであります。A 型事業所は、利用者への支援と収益活動との両立が求められる事業であり、この両面から適切な指導を行っていくことが重要であると考えております。

このため、新規指定時の事業計画の審査を強化するとともに、経営状況の確認を毎年度行い、必要に応じて経営改善に向けた取組を促し、改善の見込みがないと判断される場合には、厳正な対応を行うことにより、A 型事業所が適正に運営され、利用者が不利益を被ることのないよう、適切に指導を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

森脇議員

自立支援給付金に係っているんですけども、倉敷市が認可の権限があるということで、処分も倉敷市という事になるでしょうし、調査の主体も倉敷市ということは良く分かります。ただ、これ国の税金、市の税金、さらに県の税金も入っているという事になっていますので、連携をしながら調査を進めていく必要があると思います。しっかりと倉敷市をバックアップするという事が必要だと思えます。

その点についてお願いします。

知事

権限を倉敷市が持っていることは分かっているけれども、県としても必要な支援は行うべきではないかということでございます。まさにその通りだと思います。県としてもしっかり支援して参りたいと思えます。

森脇議員

こういう悪しき事業所から障害のある方たちの雇用の場所をどう守るかということなんですけれども、制度そのものに問題があるということも私たち思っています。ただ、今の制度がある以上、その制度の中で具体的に県がどう運営するのかっていうのは、これは県に委ねられているわけですから、例えば東京都の方にお話を伺いますと、もともとこの A 型事業所の割合っていうのはそんなに多くない様なんですけれども、事業申請にあたってですね、障害者雇用の制度について助成金で儲かるようなものではないんだと、相当な覚悟があるんだと、まさに障害のある人たちの命を預かっているということになる訳ですから、そのあたりを徹底して説明をするという事をされているようです。だから安易な形で事業を起こすという事を、できるだけ避けるようなことをやっているという事なんです。

一方で本気で取り組む、頑張る事業所には支援するという仕組みを作られているんです。

広島でも同じような事態が起こりまして、福山市を中心に起こった訳なんですけれども、ここもまじめに頑張っている事業所などの話も参考にしながら、これもまだ結論が出たわけではないということでしたけれども、今後どうやって障害者の雇用を維持する制度にしていくかってことを真剣に検討されている。残念ながら岡山でどういう検討されているのか、ちょっと伝わってこないという風に思っていますので、そのあたりについて検討されていることなど、あるいは今後の検討計画などありましたら教えて頂きた

いと思います。

知事

このA型事業所、制度にも問題があるような気がする、B型、それについてどうかと、今岡山県庁内でどういう動きがあるかは、のちほど部長から答弁させます。

私自身も、B型のほうは地に足がついた取組みで、まず現状からいかに改善していくかっていう事で、これは私もぜひ色んな工夫が積みあがって理解が進んで、B型事業所の待遇がなかなか良くなってきた、ってことは素晴らしいなと思っております。

京セラの稲盛会長がその点非常に熱心に取り組まれていて、月給1万が相場っていうのを是非、克服してこれを2万に5万に、いずれ10万にっていうことで、大変ご努力されている。私はこれが成功法だと思っています。それで、A型事業所、これは理念とすれば非常に高い理想を掲げた事業だと思いますけれども、なかなか実際には難しいわけでありまして、これこそ、安易なお金儲けを目指しての参入はもう大変迷惑でありますし、ちょっと急ぎすぎたのかなというのが率直な感想です。動きについては部長から答弁させます。

保健福祉部長

再質問にお答えします。

A型事業所の事業運営に県としてどのように改善に取り組んでいくのかというご質問でございます。

まず、ご指摘がありましたように、事業をこれから始めたいという事業者に対しては、事業計画を提出して頂くことになっているんですが、その内容をこれまでは事業としてこういうのが実施が可能であるかどうか、という所を簡単に見る程度でしたが、今回はしっかり収益があがる計画として、それが実現の可能性がいかなものかと所を、例えば具体的なデータなどもお示しいただきながら、丁寧に聞き取りをしまして、やはり事業として、とくにA型事業所は収益もちゃんとあげるということが、この制度上求められていますので、その点を入念にチェックをすると、いう形にさせていただいております。

それから、既存の事業所に対しては、秋ぐらい、今まさにやっておりますが、全てのA型事業所に対して実態調査を行いまして、その収益の状況を確認し、少し収益が十分ではないというようなところには改善計画作成をして頂き、またそれを翌年にしっかり実態調査をして予定通り改善できているかというのを確認していくというプロセスを昨年からはじめておりまして、今年度、昨年だして頂いた改善計画をまたしっかりチェックをするという仕組みにしております。

そのうえで、さらにやる気のある事業者の方には、経営改善のための専門家をアドバイザーとして事業所の方にお送りして、例えば、製品のブランディングですとか個別の相談会なども、そういうやる気のある事業所をしっかりと支援する取組みも今年からはじめていくところでございます。

以上でございます。

森協議員

障害のある方の雇用をどう保障するか、そういう視点をしっかりと持ちながら指導して頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

7、地域以降促進センターについて

森脇議員

次に、精神障害のある方の自立支援、地域移行促進センターについて、保健福祉部長にうかがいます。同センターについては、2年前、民主県民クラブ高橋議員の質問に当時の保健福祉部長が、1年単位であった契約期間については見直しを研究すること、老朽化した施設改修については適宜予算を確保する旨の答弁をされています。安定した運営に向けた検討を期待しているところですが、先日、建物が老朽化しているということでホステルのあり方など見直しが検討されているとの話を聞きました。ここのホステルというのは本人の体調により一時的に宿泊し、地域で過ごす活力をとりもどすうえで大変重要な役割があり、当事者の方々にとっては地域生活を送る上でなくてはならない施設です。以前、旧県立内尾センターが閉鎖される際にも、侃侃諤諤の議論ののち、県がNPO法人けんかれんに委託することとなった事業です。古くなった建物については、建て替えも視野に入れた改修をおこない、機能を存続することを強く求めます。検討状況と考え方についてうかがいます。

保健福祉部長

お答えいたします。

地域移行促進センターについてのご質問であります。旧内尾センターは、築40年を経過し、老朽化や地盤沈下が進み、耐久性のない建物もあるなど危険な状況にあり、現状での継続使用には課題があると考えております。地域移行の推進は重要と考えており、今後の事業の進め方については、こうした課題や、本事業の利用状況、障害福祉サービスの提供状況などを踏まえ、来月から開催する検討委員会において議論し、今年度中に方向性をまとめてまいりたいと存じます。

以上でございます。

森脇議員

以前内尾センター廃止の時に、当時の利用者の方から様々な意見を伺いながら様々な議論をこれまでもさせていただいたことを思い出します。その時にも、ホステルというのは本当に大事な施設なんだったというのを強調させて頂きました。24時間電話相談ももちろん大事でして、そういうこともしっかり存続させていただくという事を改めてお願いしておきたいと思えます。

8、化学物質過敏症について

森脇議員

次は化学物質過敏症について質問します。

化学物質過敏症あるいは多種類化学物質過敏症というのをご存じでしょうか。通常では問題にならないような低濃度の化学物質に過敏に反応して、頭痛、目まい、気分不良、倦怠感、脱力、体の痛み、腹痛、下痢、うつ症状、集中力低下、新しく体験したことをすぐ忘れてしまう記憶力障害など、多臓器の症状を繰り返し起こし、重症化すると日常生活はおろか仕事や学業など社会的活動が困難になるような症状を引き起こします。原因物質は人によってさまざま、複数ある方も多くいらっしゃいます。私た

ちの身近にあるものでは、柔軟剤や除菌・消臭剤のにおい成分も原因物質になり、重症な場合は自宅から一歩も出られない方もおられるようです。このような症状がある方にとって、大変深刻な問題ですが、「その病態及び発症メカニズムについて未解明な部分が多く、医学的に確立された定義や診断基準が存在していない」というのが、現時点での環境省や厚生労働省の見解です。

何の手立てもないのかと思えば、決してそうではなく、重篤な方は、生活や仕事など日常生活が著しい制限を受けるケースがあるということで、「障害年金を受給することが可能」とのことでした。

そこで質問ですが、まず、化学物質過敏症に対する知事の認識をお聞かせ下さい。

次に、私たちの身近にあるにおい成分などで苦しむ人がいることを県民に知ってもらうことが必要ですが、県はどのようなとりくみをしておられるでしょうか。また、症状に苦しむ方が相談できる行政あるいは医療機関の窓口を設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。そこでは国等の関係機関と連携し、年金の紹介や手続き等支援もできるようにすればより効果的なものになるのではないのでしょうか。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

症状に苦しむ人で、倦怠感やうつ症状があるということで、精神科の受診をすすめられる場合も少なくないようです。精神科では向精神薬が投与されている例が多いようですけれども、それが適切でない場合もあるようです。県として全国の事例を収集し、医療機関が患者の病状や病態を適切に確認して治療に当たることができるよう支援するべきだと考えますがいかがでしょうか。また、重篤な場合には、空気のいいところに移り住む、いわゆる転地療養が効果的と言われています。転地療養についても支援を検討すべきだと考えますがいかがでしょうか。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

知事

お答えいたします。

化学物質過敏症についてのご質問であります。

認識についてであります。いわゆる化学物質過敏症は、まだ発症のメカニズムに未解明な部分が多く、症状が複雑に絡み合った深刻な疾患で、医学的な定義もないと聞いております。

重篤になると、日常生活が困難になる方もおられると承知しており、今後、国において診断基準の確立や治療法の研究が進むよう期待しております。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

まず、周知の取組等についてであります。県では、これまでも化学物質が生活に及ぼす一般的な影響に関するパンフレットを作成し、啓発を行ってきたところであります。

今後は、国の研究班が作成したパンフレットなどの情報を活用しながら、様々な相談窓口において適切な対応ができるよう、保健所や市町村の職員への周知に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、医療機関への支援等についてであります。今年度、県のアレルギー疾患医療拠点病院として新たに指定した2病院において、いわゆる化学物質過敏症についても、国の中心拠点病院と連携しながら、県内医療機関へ全国の症例の情報提供を行うこととしております。

また、転地療養については、治療効果の科学的根拠が乏しいことなどから、積極的な支援は考えておりません。

以上でございます。

森協議員

まだまだ、治療法や原因などについても未解明な部分が多くて、これから解明が急がれるところだと思わすけれども、ただ、このような症状で苦しんでおられる方もいるんだと、いうことで、私が何度も相談を受けている方、県議会議員の中にも何人も相談を受けた方がいらっしゃると思わすけれども、20年くらい前から目の痛みを感じるようになり、また違和感を覚えるようになって、それから10年くらいたったところから目や鼻の痛みがひどく、喉が痛痒くなり咳き込むと。最近では症状が重くなって、寝ている時にも目や背中に痛みがあるという状況に苦しんでおられます。どこへ行っても、きちんとした、どうしたら良いというのが得られないで苦しんでおられるんですね。いま、アレルギーの病院というお話もありましたけれども、県内のどのあたりにそれがあるのか、個別名を教えてくださいなればそれも含めて、相談場所として周知することができないのかどうか、教えてくださいなと思います。

保健福祉部長

お答え致します。

アレルギー疾患医療拠点場所ですとか、具体的なそうした内容の周知というご質問ですが、県のアレルギー疾患医療拠点病院は、国立病院機構の南岡山医療センターと岡山大学病院の2カ所になります。これアレルギー疾患ですので幅広いですが、いわゆる化学物質過敏症もそれに近い病態があるということで、今回この県のアレルギー疾患医療拠点病院の方も、国の中央拠点と連携をして県内の医療機関に情報提供してくということでございます。また、周知につきましては、先ほどご紹介しました、様々な県民向けの相談窓口の担当職員にこの化学物質過敏症についてもアレルギー拠点で相談が受けられるという事を、合わせて周知を図って参りたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

ありがとうございます。

合わせて、せめてもの救いが、生活が困難になっている、仕事ができない、という方に対する年金の制度が利用できるかどうかだと思わすですね。そのあたりの、アドバイスだとかそういったことができる、県の機関というのがありますか。

保健福祉部長

年金などについてのアドバイスできる機関があるかということですが、通常であれば障害年金などの窓口というのは市町村の方にもございます。それから、疾患につきましては、例えば保健所などでは、この化学物質過敏症だけでなく、難病という事でも様々な健康上に関する相談窓口がございまして、その中でも各種関係する制度っていうのをご紹介するということができるようにしております。今回この化学物質過敏症の周知を職員などに図っていく際にも、それぞれお互いの制度の窓口同士が連携できる

ようなことも、少し工夫をさせていただければと存じます。

以上でございます。

9、日米地位協定の見直しについて

森脇議員

最後に、全国知事会が7月27日、全会一致で決議した「米軍基地負担に関する提言」について質問します。

全国知事会の提言は、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を米軍にも適用させることなど4項目にまとめられ、8月14日、外務省、防衛省、在日米大使館に手渡されました。

8月28日付けの「山陽新聞」社説では、「沖縄だけの問題ではない」として、本土上空での米軍機の訓練が増えていること、米軍の輸送機オスプレイが今年6月、首都東京にある米軍横田基地から山口県にある米軍岩国基地を経て沖縄に向かう途中、トラブルのために鹿児島島の奄美空港に緊急着陸したこと、10月から横田基地にもオスプレイが配備される予定で、日本全土で日常的に飛行するとみられること、10月には陸上自衛隊日本原演習場で米海兵隊による単独訓練が予定されており、米軍専用施設のない岡山県でも無関係でないことに触れ、「政府は全国知事会の提言を重く受け止め、改定に動いてもらいたい」と書かれていました。

私も同感です。日米地位協定の見直しについて、県民世論を喚起するために、知事にも力を発揮していただきたいと思います。知事の考えをお示してください。

知事答弁

お答えいたします。

日米地位協定の見直しについてのご質問ですが、外交・防衛政策は、国の専管事項であり、国において適切に判断されるものと考えておりますが、日米地位協定は、住民の生活に直結する重要な問題であることから、その見直しを全国知事会として提言したものであり、私としても、引き続き、知事会等を通じて、国に求めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

森脇議員

配るものは無いんですけども、日本とドイツとイタリア、これ沖縄県が調査をした結果をまとめました。国内法の適応というのは日本は原則不適用、ドイツは適用明記、イタリアは国内法遵守。これだけ違いがあるんです。いずれも、ドイツ、イタリアの世論の中でこれが実現していったという事なんです。県民にも知ってもらおうという事が大事だと思うんですが、世論の喚起という意味で知事には力を発揮してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

知事

日米地位協定、同じ第二次世界大戦で負けたドイツ、イタリアと比べてちょっとおかしいんじゃない

かという事であります。個別のことはいろいろあると思います。何十年も前にできたものが、1 回も改定されていないというのは、その 50 年なり 70 年の間に、世の中が大きく変わりますので、やはりそれぞれ不都合が出てくるであろうと思います。それが商法であれ別の法律であれ、実態に即した変更というのは必要があればお願いをしていくと、というのは私健全な考え方だと思います。

以上でございます。